

お知らせ

100歳おめでとうございます

村山ミツイ様(大正14年4月生)が100歳を迎えられ、お祝い状と記念品を贈呈しました。いつまでもお元気で過ごしてください。



人権相談委員委嘱(新任)

4月1日付で、近藤正様が法務大臣から新たに人権擁護委員として委嘱されました。

人権擁護委員は、人権に関するさまざまな問題について、相談所や電話などで相談に応じています。困りごとがあればお気軽にご相談ください。

■全国共通人権相談

☎0570(003)110

(ゼロゼロみんなのひゃくとおばん)

■問い合わせ先

市民協働推進課 ☎(32)8887



6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、地域の皆さんの身近な相談相手として人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済などを行ったりしています。

また、地域の皆さんに人権について関心をもっていただけるよう、市内学校での人権講話などの啓発活動を行っています。

■相談窓口

全国共通人権相談ダイヤル

☎0570(003)110

子どもの人権110番

☎0120(007)110

女性の人権ホットライン

☎0570(070)810

インターネット受付

二次元コードから

インターネット受付



■実施機関

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

健康保険証の有効期限をご確認ください



令和7年8月1日以降、順次健康保険証は使えなくなります。マイナ保険証か資格確認書で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証の利用をご希望の方

利用登録済みの場合

そのまま医療機関などをご利用ください。

未登録の場合

医療機関などにある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。

※マイナポータルなどでも登録できます。

マイナ保険証をお持ちでない方

お手元の健康保険証の有効期限前に、資格確認書が交付されます。詳しくは、加入している保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証の利用が困難な方

ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している保険者に申請すれば資格確認書が交付されます。※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、申請しなくても資格確認書が交付されます。

こんな時に便利！ マイナ保険証のメリット

- ・過去のお薬や診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ・突然の手術や入院でも高額支払いが不要になる
- ・救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定ができ、搬送先の病院でも活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご利用ください！

■問い合わせ先

国民健康保険・後期高齢者

医療制度に加入している方

市民課保険年金グループ

☎(32)8895

※社会保険に加入している方は、ご加入の保険者へお問い合わせください。



詳細はこちら

マイナ保険証
フリーダイヤル
0120-95-0178
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分